無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
［略］	［略］	［略］	［略］
陸上移動中継局又は陸上移動局		［略］	［略］

注一　基地局においては、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から二、二六〇MHz以上二、四四〇MHz以下を除き、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から三、二六〇MHz以上四、二四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

［二　略］

十　二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局（陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）を除く。）及び二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Ｇの無線局（陸上移動中継局及び陸上移動局（ローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）を除く。）の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
［略］	［略］	［略］
陸上移動局（携帯無線通信及びローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）	［略］	［略］

［９～13　略］

14　無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
陸上移動局		［同上］	［同上］

注一　基地局においては、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から二、二六〇MHz以上二、四四〇MHz以下を除き、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から三、二六〇MHz以上四、二四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

［二　同上］

十　二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇ（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
［同上］	［同上］	［同上］
陸上移動局	［同上］	［同上］

［９～13　同上］

14　無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五GHz帯無線アクセスシステ